議第５６号

　　　橿原市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

　橿原市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

　　　令和６年１２月６日提出

提出者　橿原市議会議員　　大北かずすけ
賛成者　橿原市議会議員　　吉川ひろお
〃　　〃　　竹田のぶや
〃　　〃　　矢追もと
〃　　〃　　大保由香子
〃　　〃　　上田くによし
〃　　〃　　森本えみ
〃　　〃　　神田眞美
〃　　〃　　細川佳秀

　　　橿原市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

　橿原市議会政務活動費の交付に関する条例（平成１３年橿原市条例第１号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改　正　前		改　正　後	
別表（第４条関係）		別表（第４条関係）	
経費の項目	内容	経費の項目	内容
（略）		（略）	
広報広聴費	議員が住民からの市政又は会派の政策等に対する要望、意見等を聴くための会議の開催、文書の作成、ホームページの作成等に要する経費	広報費	議員が行う調査研究活動、議会活動及び市政について住民に報告するために要する経費

改　　正　　前		改　　正　　後	
	（印刷費、文書通信費、会場費、茶菓子代、ホームページ等の作成及びその維持管理費等）		（広報紙・報告書等印刷費、文書通信費、会場費、茶菓子代、ホームページ等の作成及びその維持管理費等）
		広聴費	議員が行う住民からの市政又は議員の政策等に対する要望、意見等を聴取するための会議等に要する経費 （資料印刷費、文書通信費、会場費、茶菓子代等）
（略）		（略）	

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

理由　政務活動費の経費の範囲を拡充し、議員の調査研究活動の基盤を強化するため、所要の改正を行うもの